

エネルギー使用合理化漁船等導入計画認定申請要領

1. 申請について

- (1) 申請者は、漁船等の導入計画が独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）のエネルギー使用合理化学業支援事業（以下「NEDO支援事業」という。）の公募要領に合致するかどうかを確認した上で、「エネルギー使用合理化漁船等適合指針（別紙1）」（以下「指針」という。）を参考に「エネルギー使用合理化漁船等導入計画認定申請書（第1号様式）」（以下「申請書」という。）を作成し、指針2. に記載されている必要書類を添付し提出するものとする。

なお、申請者は日本の法人格を有する民間企業、組合及び連合会等とする（漁業者との共同申請を含む）。NEDO支援事業も含めての事務手続きの流れは別紙2のとおりである。

- (2) 申請書の提出部数は2通とする。
- (3) 申請書は、社団法人海洋水産システム協会あてに提出すること。社団法人海洋水産システム協会は、申請書の審査を行った上でその所見を添えて水産庁増殖推進部研究指導課あてに提出することとする。
- (4) 水産庁及び海洋水産システム協会は、申請書が指針1.（1）省エネルギー効果」に適合していることを確認するため、必要に応じ事業者ヒアリング等を行うことがある。
- (5) 申請書の提出は、NEDO支援事業の公募が終了するまでに時間的余裕をもって行うこととする。

2. 認定書交付後について

- (1) 申請者は、水産庁より交付された認定書（第1号様式と兼ねる）をNEDO支援事業申請書類に添付すること。なお、NEDO支援事業に申請しない場合は、速やかに水産庁に返却するものとする。
- (2) 水産庁の職員又はその委託を受けた機関の職員が省エネルギー設備等の確認を行うことができるよう交付された認定書の写しを当該工事を実施する製作所（造船所を含む）に工事終了までの間、保管するものとする。
- (3) 事業完了後、NEDO支援事業の実績報告を行う際に、申請者は第2号様式により水産庁に報告するものとする。

以上

※添付資料：別紙1、2、第1、2号様式

(別紙1)

エネルギー使用合理化漁船等適合指針

漁船、船内に設置する漁ろう用機器(システムを含む)及び養殖・水産加工用機器が、エネルギー使用合理化に資するものであって、下記(1)及び(2)の条件に適合していることを確認すること。

1. 指針

(1) 省エネルギー効果

漁船等に設置する機器、装置、設備及び建造又は改造しようとする漁船の省エネルギー効果が、下記①、②又は③の何れかの基準に適合していること。

①改造しようとする漁船は、設置する機器、装置又は設備が従来同等品と比較して、省エネルギー効果が約10%以上見込まれるものであること、または、漁船全体として、省エネルギー機器、装置、システム又は省エネ船型、装備等を施したことにより、約5%以上の省エネルギー効果が見込まれるものであること。

②建造しようとする漁船は、被代船の燃料消費量と比較して、省エネルギー効果が約10%以上見込まれるものであること。

考え方： 漁船が出港から帰港までの一操業期間における1日当りの平均燃料消費量(リットル/日又はキロリットル/日)が、従来に比較して改造の場合で5%、建造の場合で10%以上の低減がなされるもの。

③養殖・水産加工用機器、装置又は設備は従来同等品と比較して、10%以上((2)の⑨の場合)又は5%以上((2)の⑩の場合)の省エネルギー効果が見込まれること。

(2) 省エネルギー設備等

省エネルギー効果が高い設備であって、以下のいずれかに適合すること。

[漁船関係]

①主機関動力利用システム

(発電用機関の設置台数を削減して、主機関により、発電機、冷凍用圧縮機、漁ろう用油圧ポンプ等を駆動するシステム。)

②環境保全型機関、低燃費ディーゼル機関等

(燃料消費率が改善する機関への換装に限る。)

③電気推進システム(ハイブリッド式を含む)

(以下を組み合わせたもので、当該システムを採用することに伴う船体設計を含む。)

- ・発電用原動機及び発電機に構成される発電ユニット
- ・配電盤、インバーター(又はコンペン式始動器)により構成される配電・制御ユニット

・推進器駆動用電動機、推進器等により構成される推進ユニット

④プロペラ

(大口徑プロペラ、二重反転プロペラ、プロペラボス取付翼、自動負荷制御装置及び同装置を装備するプロペラ等)

⑤船体 (設計を含む。バトックフロー船型の導入等)

⑥漁ろう機器、設備

(LED集魚灯、高効率放電式集魚灯、各種電動機の力率改善装置、軽量化網等)

⑦冷凍機器、設備

(電子式膨張弁による自動制御化、冷凍機駆動用電動機の力率改善装置、魚そう魔法瓶化、魚そう細分化等)

⑧排ガスエコノマイザー

[養殖・水産加工用機器・設備]

⑨高効率養殖用活魚水槽等

⑩養鰻施設用暖房機、ノリ乾燥機、昆布乾燥機等

⑪①～⑩以外で、省エネルギー効果が高いことが証明可能 (第三者機関等による試験データ等を提示) な機器等

2. 上記基準を確認するため、申請時に必要な書類等(計画段階のもので可)

- ・省エネルギー機器等の仕様書(図面を含む)
- ・燃費試算書、機関性能曲線、電力調査票等の根拠データ
- ・主要目表 (例えば、LBD、GT、主機・補機出力、速力等)
- ・原油換算燃料使用量(様式は任意。A4用紙で1-2枚程度) 等

注1 :原油換算

- ガソリン 1kl=原油0.89
- 軽油 1kl=原油0.99
- A重油 1kl=原油1.01
- C重油 1kl=原油1.08

注2 :「建造」する場合は、漁船所有者が保有する漁船の解撤又は売却が前提となる。

以上

(第1号様式)

エネルギー使用合理化漁船等導入計画認定申請書兼認定書

平成21年度エネルギー合理化使用事業者支援事業に応募するにあたり、農林水産省の行うエネルギー使用合理化漁船等導入計画認定を受けたいので、別添書類とともに認定を申請します。この申請書及び添付書類の内容に相違ありません。

なお、この申請書及び添付書類に事実と異なることがある場合には、認定を取り消されても異議申し立ては一切いたしません。

申請日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

申請者	
-----	--

所在地	
担当者	
電話	
F A X	
e-mail	

1. 導入計画及び導入機器等の性能等

	使用者	設備導入事業所の概要	被代替機器等	導入機器等
1	氏名			
	住所			
	TEL			
	FAX			
2	氏名			
	住所			
	TEL			
	FAX			
3	氏名			
	住所			
	TEL			
	FAX			
4	氏名			
	住所			
	TEL			
	FAX			

2 燃油使用量

	使用者	被代替機器等	導入機器等	燃油削減量
		年間使用量(1)	年間使用量(1)	
1				
2				
3				
4				
	合計			

3 エネルギー消費実績

	使用者	導入前			導入後		
		年間燃油 使用量(1)	原油換算 (1)	原油換算数	年間燃油 使用量(1)	原油換算 (1)	原油換算数
1							
2							
3							
4							
	合計						

4 省エネルギー効果

	使用者	省エネ率(%)	省エネ量(1)	省エネ量(1)/経費(千円)
1				
2				
3				
4				
	合計			

3.エネルギー消費実績の原油換算数及び5.当該事業に要する経費等の補助事業に要する経費を元に算出すること。

5 当該事業に要する経費等

	使用者	補助事業に要する経費(円)				補助対象経費 (円)	補助率	補助金申請 予定額
		本体価格	艀装費	据付費	合計			
1						1/3		
2						1/3		
3						1/3		
4						1/3		
	合計					1/3		

共同所有による共同申請の場合は、各経費の欄を2段書とし、下段に()書きで共同所有者である漁連等の持ち分額を内数で記載すること。

6 資金調達計画

	使用者	調達金額(円)			
		補助金	自己資金	借入金	計
1					
2					
3					
4					
	合計				

共同所有による共同申請の場合は、各経費の欄を2段書とし、下段に()書きで共同所有者である漁連等の持ち分額を内数で記載すること。

7 添付書類

見積書

被代替機器等の特性等を証明する書類

導入機器等の特性等を証明する書類

被代替機器等の1年間の燃油使用量を証明する資料

事業の全体スケジュールと年度毎に要する経費の範囲を説明した資料(複数年度事業の場合)

この申請書及び添付書類を審査し、エネルギー使用合理化漁船等導入計画として認定いたしました。

平成 年 月 日

水産庁増殖推進部長

印

第2号様式

平成 年 月 日

水産庁増殖推進部研究指導課長 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者名 印

平成 年 月 日にエネルギー使用合理化漁船等導入計画認定書の交付を受けた下記漁船又は設備について、NEDOエネルギー使用合理化学業支援事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 漁業種類
2. 船名又は設備名：
3. 漁船又は設備の規模：
4. 導入した省エネ設備：
5. 竣工年月日：
6. NEDO補助金交付日：
7. NEDO補助金交付額：